

第4章 災害（震災）応急対策計画

地震発生後の防災関係機関の動きとしては、まず被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊等）の防止を行っていくこととなる。このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

また、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、栄村の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 活動体制の確立

（実施担当：各部・機関）

→第3章第2節参照。

1 動員体制

2 活動体制

3 本部の組織及び運営

→第3章第2節参照

4 職員配備計画

（1）地震発生時等の配備指令

村長は、村及びその周辺地域で災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合、状況に応じ被害状況の把握及び災害応急対策に対処するため、職員に対し配備指令を発令する。

区 分		緊 急 配 備 (災害対策本部)	非 常 配 備 (災害警戒本部)	第 二 次 警 戒 配 備	第 一 次 警 戒 配 備
活 動 開 始 基 準	風 水 害 等	○大規模な災害が発生した場合、村全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で村長が必要と認めた場合	○以下のいずれかの状況で村長が必要と認めた場合 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・災害が発生したとき ・激甚な災害が発生するおそれがあるとき ◎大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき	○村長が必要と認めた場合 ○土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報が発表されたとき	◎大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報が発表されたとき
	地 震 災 害	◎村内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき	◎村内で震度 5 弱または 5 強の地震が発生したとき	◎村内で震度 4 の地震が発生したとき	◎村内で震度 3 の地震が発生したとき ○その他村長が必要と認めた場合
	活動内容	災害発生後の体制で非常体制を強化し、村内の大規模災害に対処する体制をとる。 災害の推移により、必要な人員による体制を構築する。	災害発生直前または発生時の体制で、二次警戒活動体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。	災害発生前の体制で、各部連絡網の確認、情報収集等を行う。 防災担当課等の職員で情報収集活動が円滑に行える体制とする。	災害発生前の体制で情報収集・伝達を行う。 (二次警戒体制以降に継続するための事前対策) 村長が必要と認めた場合、増員を行う。
活動期間		活動開始基準に該当したときから、村長が配備の必要がないと認めたとき、または他の体制に移行したときまで。	活動開始基準に該当したときから、村長が配備の必要がないと認めたとき、または他の体制に移行したときまで。	活動開始基準に該当したときから、村長が配備の必要がないと認めたとき、または他の体制に移行したときまで。	活動開始基準に該当したときから、注意報等が解除されたとき、村長が配備の必要がないと認めたとき、または他の体制に移行したときまで。

(2) 配備指令の様式

ア 全職員に適用される場合「全村〇〇配備指令」と発令

イ 限定する課の職員のみ適用される場合「〇〇課〇〇配備指令」と発令

(3) 配備指令の解除

村長は、災害の発生、継続、拡大の危険がなくなつたと認めるときには、配備指令を 解除するものとする。

(4) 配備指令の方法

警戒体制、非常体制等の配備職員への招集の伝達は、次の系統により行う。

図 4-1-1 伝達系統(勤務時間中)

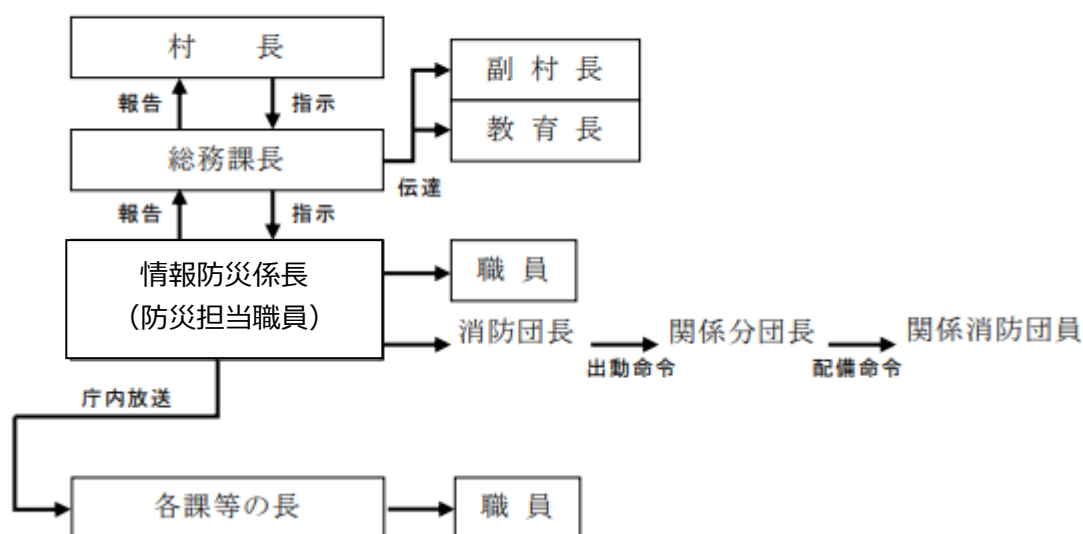
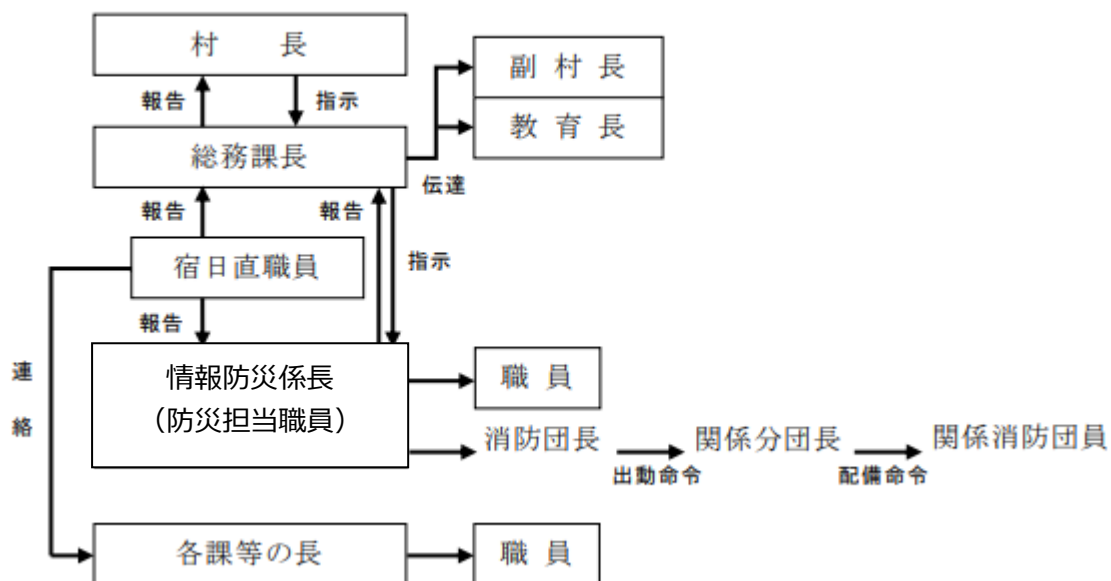


図 4-1-2 伝達系統(勤務時間外)



(5) 配備体制

本部員は、所管の班ごとに配備編成計画を立て、これを本部長に報告するとともに班員に徹底しておくものとする。また、各配備体制における各部の配備人員を以下のよう定める。

ア 各部非常連絡員

本部員は、各班における非常連絡、所要職員の動員を円滑に行うため、その所管する班ごとに1名の非常連絡員を定め、それぞれの本部長に届け出ておくものとする。

5 勤務時間外の職員動員計画

本項は、勤務時間外において激甚災害が発生し、緊急配備体制が発令された場合に、防災活動に必要な職員の動員及び配備についての計画を定める。なお、職員の動員についての具体的な計画は、各部ごとに別途定めることとする。

(1) 動員の原則

勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合は、非常配備体制が自動発令され、震度6弱以上の地震が発生した場合は、緊急配備体制が自動発令されるものとする。また、配備基準に基づき職員は、あらかじめ定められた配備箇所に参集することとする。

(2) 動員から除外する職員

- ア 病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者
- イ 災害によって重傷を負った者
- ウ 参集時に緊急措置（人命救助、消火活動）に従事する者
- エ その他、本部長が認める者

(3) 動員の区分

各部長は、本部の体制別に以下の区分により所属職員の住居地等を考慮した職員の参集場所を事前に指定し、その職員の任務分担を明らかにするとともに、職員へ周知を図っておかなければならない。

ア 所属動員

所属する職場へ参集する場合。

イ 指定動員

各部長が指定した場所へ参集する場合。

ウ 直近（地区対応支援）動員

居住地に近い地区拠点、避難所へ参集する場合。

エ 指定参集場所への参集が不可能な職員の動員

本部にその旨を報告するとともに、参集が可能となった時点で速やかに参集するものとする。

(4) 動員時の留意事項

ア 参集手段

交通手段は、徒歩、自転車又はバイクとする。（車両で参集する場合は事前に許可を得ている者とする）

イ 参集途上の被害調査

職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査し、所属の本部員に報告する。応急対策上重要な施設の被害調査については、情報が必要な部局が対応者をあらかじめ定めておくものとする。

ウ 参集途中の緊急措置

要救護者、火災現場を発見し、緊急措置にあたった後、速やかに参集する。

エ 参集時の装備

職員は、身の回りに関することは自己完結の心構えで、参集するものとする。

6 地震災害初動対応計画

大規模地震発生直後から実施する初動対応についての内容を定める。なお職員は、原則、震災応急マニュアルの個人行動計画に基づき対応するものとする。

(1) 初動対応の流れ（村に震度 6 弱以上の地震が発生）

表 4-1-3 地震災害初動対応の流れ

初動対応 ①災害対策本部	
災害発生から3時間の基本目標	
➤ 本部の速やかな立ち上がり ➤ 被災状況の概況把握と各地区の対応状況把握 ➤ 限られた資源を被害拡大防止と人命救助活動に投入する	
対応者	
☐ 本部員 本部長 村長 副本部長 副村長、 教育長 本部員 村長部局全課長、 秋山支所長、 総務課行政係長 消防団長	
連携機関	
〔機関〕	〔主な活動〕
北信地方事務所	情報収集・広域応援要請
岳北消防本部	消火・救急・救助
長野県警察本部 飯山警察署	救助
陸上自衛隊 松本駐屯地	救助・負傷者搬送
北信保健福祉事務所	救護・医療
北信建設事務所	緊急輸送路確保・土砂災害警戒

優先すべき対応	参照
閉庁時は職員自動参集(緊急配備体制自動発令) 庁内安全確認(開庁時 来庁者安全確保) ① 本部設置 ● 関係機関は本部へ連絡員派遣 ② 情報・収集伝達 ● 通信機能確保、通信統制の開始 [防災行政無線番号一覧] ● 人命救助に関する情報 ● 火災・延焼に関する情報 ● 自衛隊災害派遣要請に関する情報 ● 応援要請に関する情報 ③ 応援要請 ● 自衛隊に対する災害派遣要請、要望 ● 医療救護に関する要請 ● 長野県消防相互応援協定に基づく要請 ● 消防ヘリコプターの出動要請 ● 応急給水に関する協定に基づく要請	資料 C - 2

7 防災関係機関

8 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

→ 第 3 章第 2 節参照

第 2 節 発災直後の情報の収集・連絡・広報活動

（実施担当：全機関）

→ 第 3 章第 3 節参照。

1 通信手段の確保

2 連絡体制の確立

3 地震情報の収集・伝達

(1)～(4) → 第 3 章第 3 節参照。

(5) 地震情報

気象庁地震火山部及び長野地方気象台から、地震発生後地震に関する情報が次のとおり発表・伝達される。

ア 震度速報

震度 3 以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。地震発生後約 1 分半で、震度 3 以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

イ 地震情報（震源に関する情報）

震度 3 以上の地震が発生した場合に発表する情報。地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名を発表する。

ウ 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度 3 以上を観測した場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかに該当するときに発表する情報。地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度 3 以上が観測された市町村名を発表する。また、震度 5 弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その市町村名を発表する。

エ 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合に、震度 1 以上を観測した地震の回数を知らせる情報。

オ 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度 1 以上を観測した場合に発表する情報。地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。また、震度 5 弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その地点名を発表する。

カ 地震情報（推計震度分布図）

震度 5 弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。なお、村の震度は、役場敷地内の県震度情報ネットワークシステム計測震度計で確認できる。村、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を音声告知放送等により村民への伝達を行うものとする。

キ 緊急地震速報の伝達

伝達を受けた緊急地震速報を村民に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

4 災害規模の早期把握のための活動

5 災害情報の時系列収集区分

6 被害報告

7 被害状況等の調査と調査責任機関

8 被害状況等の認定基準

9 広報活動

10 広聴活動

→ 第3章第3節参照。

第3節 広域応援要請活動

→第3章第4節参照。

第4節 救助・救急・医療活動

→第3章第7節参照。

第5節 消防・水防活動

→第3章第8節参照。

第6節 雪害対策

→第3章第9節参照。

第7節 要配慮者に対する応急対策

→第3章第10節参照。

第8節 緊急輸送応急対策

→第3章第11節参照。

第9節 障害物等の処理活動

→第3章第12節参照。

第10節 避難収容及び情報提供活動

→第3章第13節参照。

第11節 孤立地域対策活動

→第3章第14節参照。

第12節 食料品等の調達供給活動

→第3章第15節参照。

第13節 給水活動

→第3章第16節参照。

第14節 生活必需品の調達供給活動

→第3章第17節参照。

第 1 5 節 保健衛生・防疫活動

→第 3 章第 18 節参照。

第 1 6 節 遺体等の搜索及び処置等の活動

→第 3 章第 19 節参照。

第 1 7 節 廃棄物処理応急対策

→第 3 章第 20 節参照。

第 1 8 節 社会秩序の維持、物価安定等に関する対策

→第 3 章第 21 節参照。

第 1 9 節 危険物施設等応急対策

→第 3 章第 22 節参照。

第 2 0 節 ライフライン応急対策

→第 3 章第 23 節参照。

第 2 1 節 公共土木施設等応急対策

→地震後の農業用ため池等緊急点検要領」に基づき、ため池管理者とともに点検を行う。

第 2 2 節 建築物災害応急対策

→第 3 章第 25 節参照。

第 2 3 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

→第 3 章第 26 節参照。

第 2 4 節 農林産物・農林施設災害応急対策

→第 3 章第 27 節参照。

第 2 5 節 文教対策

→第 3 章第 28 節参照。

第 2 6 節 飼養動物の保護対策

→第 3 章第 29 節参照。

第 2 7 節 ボランティアの受入れ対策

→第 3 章第 30 節参照。

第 2 8 節 義援金品の受入れ及び配分

→第 3 章第 31 節参照。

第 2 9 節 災害救助法の適用

→第 3 章第 32 節参照。

第5章 復旧・復興計画

第1節 計画的な復旧・復興の基本方針の決定

(実施担当：各部)

復旧・復興計画の基本方針・実施方法について定める。

1 計画的復旧・復興の基本方針

大規模災害により被害が発生した場合、復旧・復興計画を急遽に策定することは困難であるため、事前に検討しておくことが望ましい。平常時からあるべき村の姿に関して村民と検討を行い、一定の合意を形成することに努める。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとし、村民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを実施する。

2 復旧・復興計画の実施方法

復旧・復興計画の実施にあたっては、概ね次のような方法によるものとする。

(1) 被災施設の復旧等民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行うものとする。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとるものとする。

ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域相互応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。特に、人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

イ 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

ウ 大雨や地震等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

エ ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

オ 関係機関との連携及び県との調整を行い、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧・復興事業の推進を図る。

カ 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努める。

キ 災害復旧事業に要する費用について、国・県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。

ク 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。

ケ 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

コ 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、「大気汚染防止法」に

に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

(2) 災害廃棄物処理

災害から速やかに復帰し生活を再建する上でも、災害によって生じた災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。村は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

ア 災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、災害廃棄物の処理にあたっては、下記事項について留意する。

(ア) 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

(イ) 復旧・復興計画を考慮にいれて計画的に行うよう努める。

(ロ) 環境汚染の防止や、村民、作業者の健康管理のため適切な措置を講ずる。

イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村へ応援を求める。

3 災害復旧事業の種類

被災施設の復旧について関係法令及びそれぞれに定める計画により、おおむね次の事業について計画を図る。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 中小企業施設災害復旧事業
- (4) 環境衛生施設復旧事業
- (5) 社会福祉施設復旧事業
- (6) 公立医療施設復旧事業
- (7) 学校教育施設復旧事業
- (8) 公立社会教育施設復旧事業
- (9) 公営住宅・公共施設復旧事業
- (10) 水道施設災害復旧事業
- (11) 通信・運送・電力など災害復旧事業
- (12) その他施設の災害復旧事業

4. 支援体制

村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県及び他の市町村等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

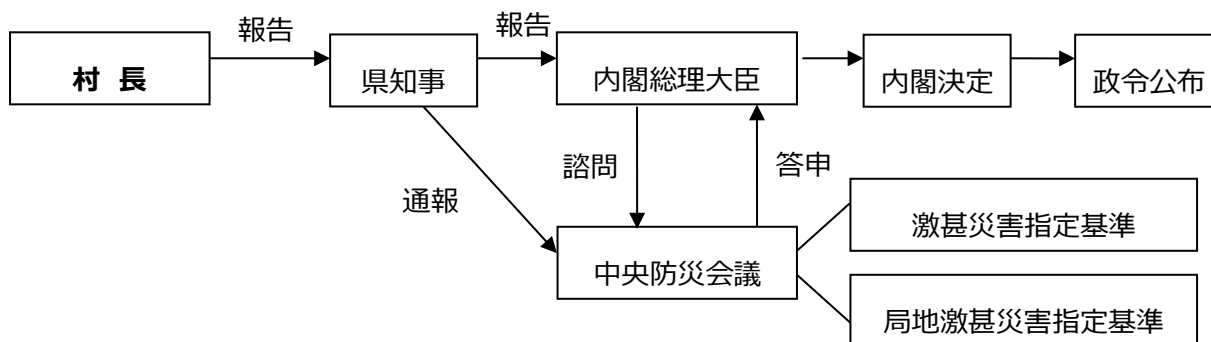
(実施担当：総務課、建設課、民生課)

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。市及び関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

1 「激特法」に基づく財政援助等

「災害対策基本法」に規定する著しく激甚である災害が発生した場合、災害状況等を県知事に報告し、県の実施する調査に協力して「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下この節において「激特法」という。）に基づく財政援助等を受けられるよう努めるものとする。また村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

図 5-2-1 激甚災害指定手続きの流れ



なお激甚災害については「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）の2つの指定基準があり、村長はこの基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。また、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し県関係部局に提出する。

「激特法」により、財政援助等を受ける事業等は以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 女性保護施設災害復旧事業
- サ 感染症予防施設災害復旧事業

- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 森林災害復旧事業に対する補助
- キ 土地改良区等の行う湛水事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 「中小企業信用保険法」による災害関係保証の特例
- イ 「中小企業近代化資金等助成法」による貸付金等の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に関する補助
- エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 「母子及び寡婦福祉法」による国の貸し付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ り災害公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク 小災害債に関わる元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ケ 「雇用保険法」による求職者給付に関する特例

2 通常の災害時における財政援助等

国、県が通常の災害（「激特法」が適用されない災害）時に、財政援助を行う場合の事業等並びに根拠法令には次のようなものがあるので、財政援助を受けるための必要な措置に努める。

表 5-2-1 通常の災害時における財政援助の対象となる根拠法令及び復旧事業

根拠法令	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）	道路、河川、砂防設備等の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）	公立学校施設の復旧事業

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場集会所等）の復旧事業
土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）	災害により急施を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）	感染症指定医療機関等復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）	災害により特に必要となった廃棄物の処理
予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）	臨時に行う予防接種
農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）	農地、農業用施設、林道施設、共同利用施設の復旧事業
水道法（昭和 32 年法律第 177 号）	水道施設の復旧事業
下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）	下水道施設の復旧事業
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）	道路の復旧事業
河川法（昭和 39 年法律第 167 号）	河川の復旧事業
砂防法（明治 30 年法律第 29 号）	緊急的な砂防設備の整備
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	主として都市計画区域内における都市施設に係る復旧事業
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）	生活保護施設復旧事業
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）	身体障害者更生援護施設復旧事業
老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）	婦人保護施設復旧事業

3 災害復旧事業に係る米村の財政措置

災害復旧事業を行う際には、復旧・復興対策が円滑に実施できるよう、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として制度を活用し、資金の調達に努める。

(1) 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針、編成方針等を定める。

ア 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

(ア) 復旧・復興事業

(イ) 災害復興基金への出捐金及び貸付金

(ウ) その他

イ 発災年度の予算の執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

ウ 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

(2) 復興財源の確保

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

ア 国、県への要望

復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置、宝くじ発行等について被災自治体が連携して国、県に要望する。

イ 地方債の発行

復旧・復興対策に係る膨大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

(ア) 歳入欠陥債

(イ) 災害対策事業債

(ウ) 災害復旧事業債

ウ 地方交付税

(ア) 普通交付税の繰り上げ交付

(イ) 特別交付税

エ 一時借入金

災害応急融資（関東財務局長野財務事務所、日本郵政株式会社 信越支社、公益財団法人長野県市町村振興協会）

4 災害復興基金の設立

被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第3節 民生安定化の緊急措置に関する計画

(実施担当：総務課・民生課・教育委員会事務局)

被災者の生活確保対策、被災農林漁業者に対する災害資金の融資、被災中小企業に対する災害資金の融資、義援金の受け入れ及び配分について定める。

1 被災者の生活確保対策

被災後の村民が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、村民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みづくりを推進する。また、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。

(1) 住民相談窓口の開設

被災者の自立に対する援助、助成措置について、関係各課及び関係各機関に協力を要請し、広く被災者に広報するとともに、役場、各支所など適当な場所にできる限り総合的な臨時相談窓口等を設置し、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施するよう、以下のような被災者の多分野にわたる相談に応じる体制を確立する。

ア 借地・借家関係の法律相談

イ 登記手続きなどの土地建物の登記相談

ウ 減免などの税務相談

エ 雇用保険などの社会保険に関する相談

オ 住宅の応急修繕に関する相談

(2) 制度の周知及び利用者への広報

被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により周知を図るものとする。また、村及び避難先の地方公共団体が協力することにより、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても必要な情報や支援・サービスを提供する。

ア 放送、報道機関との協力による放送、音声告知放送、新聞広報等

イ 掲示板、広報車、広報紙、チラシ等

ウ 生活再建支援施策等の広報の実施

(ア) 各種相談窓口の案内

(イ) 災害弔慰金の支給等に関する情報

(ウ) 村営住宅等への入居や住宅再建支援策等に関する情報

(I) 被災者（自立）生活再建支援金に関する情報

(O) ボランティアに関する情報

(カ) 雇用に関する情報

(キ) 融資・助成情報

(ク) 義援金の募集等

(ケ) その他生活情報等

エ 外国人への広報

村は、社会福祉協議会等と連携し、日本語が不自由な外国人を対象として、多言語の情報を提供するように

努める。

オ 県外疎開者への広報の実施

全国紙や全国版のテレビ・ラジオやインターネット、県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し災害関連情報を提供する。

(3) 被災証明書の発行

被災した世帯が再建復興のための各種施策を受けるのに必要な証明書で、以下に手続きと様式を示す。

ア 世帯の被災状況に応じて「被災証明書」を発行するが、被災状況が確認できない時でも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できる場合には、「被災証明書」を発行するものとする。

イ 被災証明については、証明手数料を徴収しないものとする。

ウ 「被災証明書」の様式については、別に定める。

(4) 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和 48 年法律第 82 号）及び条例に基づき、下記の支給を行う。

ア 災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

イ 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

ウ 条例に基づき、災害見舞金を支給する。

【資料 A-8 災害弔慰金の支給等に関する条例】

(5) 被災者生活再建支援金の支給

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）を適用し、生活再建の支援を行う。また、信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は、速やかに県と適用手続きについて協議する。

ア 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。

イ 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに北信地域振興局長へ報告する。

ウ 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。

エ 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。

オ 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

カ 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

2 住宅対策

(1) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な罹災証明書の発行を行う。

(2) 災害公営住宅

被災地全域で 500 戸以上、若しくは一市町村の区域内で 200 戸以上か 1 割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の 3 割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

(3) 既存村営住宅の再建

既存村営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ、再建する。

(4) 村営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、村営住宅への優先入居の措

置を講ずる。

- (5) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

村は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて、貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講ずる。

4 生活保護

北信保健福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

- (1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 市は、条例に基づき、一定の災害により死亡した村民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた村民に災害障害見舞金の支給を行う。
- (2) 災害援護資金の貸付
- 村は、条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

6 租税の徴収猶予及び減免

村は、地方税法又は税条例に基づき、被災者の村税の納入期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を講ずる。

7 医療費の一部負担金、保険税の減免等

村は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険税の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険税の減免、徴収猶予等の措置を講ずる。

8 罹災証明書の交付

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

9 被災者台帳の作成

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者の台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

10 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

- (1) 村長は、必要に応じ、村が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (2) 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼するものとする。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行うものとする。
- (3) 村民に対し、掲示板、CATV 告知放送、広報紙等を活用し、広報を行う。
- (4) 報道機関に対し、発表を行う。

11 要配慮者の支援

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から、身体的及び精神的変調をきたした被災者が、災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

ア 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

(ア) 要配慮者の被災状況及び生活実態

(イ) 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

イ 一時入所の実施

災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった者に対し、村が所有する施設へ一時入所を実施する。

ウ 福祉サービスの拡充

(ア) 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている村が所有する施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。

(イ) 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。

(ウ) 被災児童等は、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。

エ 民間社会福祉施設の再建支援

社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。

オ メンタルヘルスケアの実施

精神相談窓口を設置するとともに、巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を確立する。

カ 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する保健指導を実施し、健康管理、栄養指導等を実施する。

12 被災農林漁業者に対する災害資金の融資

被災農林漁業者に対する経営の安定又は、事業の早期復旧を図るための天災資金、日本政策金融公庫資金、農業災害資金、農業災害補償等について、協同組合等を通じ、農林漁業者を対象とした支援制度、施策の内容を県と連携して制度の周知を行うとともに、借入資金の手続きについて支援を行う。

13 被災中小企業に対する災害資金の融資及び復興対策

被災中小企業の事業の早期復旧を図るための資金の融通制度について、村は中小企業を対象とした支援制度、施策の内容を商工団体・業界団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について周知を図るものとする。

また、株式会社日本政策金融公庫等の現地支店に対し、被害の実情に応じ、貸付け手続きの簡易迅速化、貸付け条件の緩和措置等を、県を通じて要請する。

1 4 義援金の受入れ及び配分

災害による被災者等に対して、全国から市町村、県、日本赤十字社等に寄託される義援金について、各関係機関は「義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、適切に募集・配分を行うものとする。

(1) 義援金の募集、受入れ

ア 義援金の受付窓口を開設し直接義援金を受け付けるほか、銀行等金融機関に預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。またその募集方法、送り先等の周知を図る。

イ 直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。ただしアの預金口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。

ウ 義援金の受付状況について、適宜「委員会」に報告をする。

(2) 義援金の保管及び送金

次により義援金を保管し、送金するものとする。

ア 寄託者より受領した義援金は「委員会」に送金するまでの間、義援金受付口座に預金し保管する。

イ 保管した義援金については、災害の状況に応じた確実な方法により、「委員会」に送金する。

(3) 義援金の配分

ア 「委員会」から配分された義援金について、その配分基準に基づき公平かつ迅速に配分する。

イ 被災者への配分状況について「委員会」に報告する。

第4節 村・防災関係機関の活動

村は、復旧・復興対策組織を設置し、必要な対策を講ずる。また、防災関係機関においては、村と調整を図りながら復旧活動を迅速に実施する。

1. 栄村災害復興本部

(1) 設置

ア 村長は、災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、災害復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

イ 復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。

ウ 復興本部は村災害対策本部と併設できる。復興本部の運営にあたっては、村災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。

(2) 組織及び所掌事務

ア 復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

(ア) 災害復興計画の策定

(イ) 災害復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達

(ウ) 県その他防災関係機関に対する災害復興対策の実施又は支援の要請

(エ) 相談窓口等の運営

(オ) 民心安定上必要な広報

(カ) その他の災害復興対策

2. 防災関係機関

住民生活に密接な関係にある防災関係機関に求められる、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

機関名		主要な措置事項
指定 地 方 行 政 機 関	関東財務局 (長野財務事務所)	・ 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請する。 ・ 地方公共団体において、国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する適切な措置をとる。
	関東農政局 (長野地域センター)	・ 安定した食料の供給措置をとる。
	中部森林管理局 (北信森林管理署)	・ 災害用復旧用材（国有林材）を供給する。
	東京管区气象台 (長野地方气象台)	・ 地震動警報（緊急地震速報）、地震情報等の発表又は通報並びに解説をする。
	信越総合通信局	・ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理をする。

		・ 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査をする。 ・ 通信インフラに支障が生じた被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与をする。
	長野労働局 (中野労働基準監督署)	・ 災害による離職状況の把握をする。 ・ 従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止等に関する関係団体との協力及び事業主への雇用維持の要請をする。 ・ 復旧・復興事業等における労働災害防止対策を強化する。
	北陸地方整備局 (湯沢砂防事務所)	・ 管轄する基盤施設（道路、河川、砂防設備など）が被災した場合には、被災状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。重大な土砂災害が想定される場合に、土砂災害防止法に基づく緊急調査及び緊急情報の提供を適切に行うこと。 ・ 復旧・復興事業の実施にあたっては、関係機関と調整を図り実施する。復旧・復興事業に関する広報を実施する。
	北陸信越運輸局 (長野運輸支局)	・ 緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置をとる。 ・ 県からの要請に対する車両等の調達の斡旋を行う。
指定公共機関	東日本旅客鉄道(株)	・ 災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画を立て、これを実施することとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。
	東日本電信電話(株) (株)NTT ドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	・ 施設が被災した場合、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 ・ 復旧・復興事業の実施にあたっては、村と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ・ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
	日本赤十字社長野県支部	・ 義援金の募集・配分の実施及び義援金募集配分委員会（仮称）への参加をする。 ・ 協力奉仕者及び関係団体との連絡調整を行う。 ・ 他支部への協力の要請を行う。
	日本放送協会 (長野放送局)	・ 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成を行う。 ・ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施をする。生活再建支援策等を広報 PR する番組の的確な放送を実施する。県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送を実施する。
	日本通運(株)長野支店	・ 復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行を行う。
	中部電力パワーグリッド(株) 飯山営業所	・ 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

		・ 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び村と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ・ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。
	日本郵便(株)	・ 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。 ・ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分を行う。 ・ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付を行う。 ・ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。 ・ 可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防本部、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。
指定地方公共機関	貨物自動車運送事業者 ((公社)長野県トラック協会)	・ 復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行を行う。
	民間放送事業者 (信越放送(株)) ((株)長野放送) ((株)テレビ信州) (長野朝日放送(株)) (長野エフエム放送(株))	・ 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成を行う。 ・ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送を実施する。 ・ 生活再建支援策を広報・PR する番組の的確な放送を実施する。 ・ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送を実施する。
	(一社)長野県 L P ガス協会	・ L P ガス等の設備器具が被災した場合は、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 ・ 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び村と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ・ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
その他防災関係機関	栄村商工会	・ 管内事業所の復旧支援（金融その他の情報提供）を行う。